平成２２年（フ）第５２号
愛媛県松山市東垣生町352番地１　エスポワールシティＢ101号
債務者　若江　浩美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
愛媛県松山市北藤原町12番地３　こうだ第３ハイツ403号
債務者　金行　美晴
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７２号
愛媛県松山市常竹甲108－２、住民票上の住所愛媛県松山市河原町５番地11　シティーコートＹＯＲＯＺＵＹＡ401号
債務者　鶴岡　秀行
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
大分県別府市汐見町６番６号　ドミール大鳥101号
債務者　笠置　知宏
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８０号
大分市大字政所2950番地の４
債務者　原山　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１６号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目34番14号
債務者　徳田　正順
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３８号
鹿児島県いちき串木野市上名3250番地
債務者　福寿　　普
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
鹿児島県奄美市名瀬平田町８番３―33号
債務者　佐野ミツ子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１２号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町13番10号２階
債務者　財部裕一郎
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第８号
茨城県鹿嶋市平井1180番地51コーポ給前Ｄ
債務者　立石　昌敬
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１９２５号
京都市東山区三条通東大路西入１丁目下る長光町652番地　市営住宅12棟403号
債務者　木下　美香
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９９０号
京都市伏見区深草柴田屋敷町20番地の10
債務者　三浦　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１７号
京都市山科区大宅五反畑町35番地
債務者　波利早代こと　波利ひろ子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１７号
京都市右京区西京極前田町28番地　メゾンブランシュ102
債務者　益田　　敦
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５８号
京都市伏見区久我御旅町６番地77
債務者　田中　雅臣
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９５号
京都市山科区西野山欠ノ上町43番地５　コーポカモネード245
債務者　チェスターこと　二木　裕之
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９６号
京都市山科区西野山欠ノ上町43番地５　コーポカモネード245号
債務者　二木希秀こと　鄭　　希秀
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９９号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原60番地の９
債務者　堀　みどり
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係